

お客さま各位

平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

お客さまにおかれましては、冷蔵ロッカーのご利用に際しまして【ご利用約款】をご確認のうえ、ご利用をお願い申し上げます。

【ご利用日・時間】

当日限り B2 階営業時間内(通常：午前 10 時～午後 9 時)

※都合により、営業時間を変更する場合がございます。

【ご利用約款】

「冷蔵用ロッカー」は、シアル横浜でお買物される間、手荷物を一時保管するためにご利用いただく設備です。

つきましては、シアル横浜でお買上げの食料品に限定させていただきます。

ご利用の際は、以下の約款の定めによるものといたします。

1. ご利用はご来店当日に限り、B2 階営業時間内(通常：午前 10 時～午後 9 時)とさせていただきます。
※都合により、営業時間を変更する場合がございます。
なお、未使用での場所取りは、ご遠慮ください。
2. ご利用は無料ですが、1 回につき、100 円をお預かりさせていただきます。
(ご利用後に、硬貨が返却されるシステムです。)
3. 以下の品は、冷蔵ロッカー内に入れることができません。
 - 1) 現金・金券、貴重品(宝飾品・時計・美術品)などの高額品
 - 2) 揮発性や毒性のあるもの、爆発物などの危険物
 - 3) 動物・植物
 - 4) 不潔なもの、臭気を発するものや、腐敗・変質・破損しやすいもの
 - 5) 盗品、犯罪に使用されるおそれのあるものや、法令等により所持・携帯が禁止されているもの
 - 6) ロッカーを汚損・破損するおそれのあるもの
 - 7) 冷凍食品・常温品・温かいものや、その他冷蔵により破損・劣化などの可能性があるもの
4. 当店が必要と認めた際には、収容品の出し入れに立ち会うことがございます。
5. ロッカーは、ご利用者が硬貨を投入して閉扉施錠を行い、鍵はご利用者の責任において保管をお願いいたします。
6. ご利用者が鍵を紛失された場合は、すぐに下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
その際、施錠装置の交換代金として、5,170 円～16,170 円をお支払いいただきます。

7. 1. に定めるご利用時間を経過してもお引取りがない場合は、当店にてロッカーを開扉した上、遺留品として処分させていただきます。
- なお、保管中の収容品が腐敗・変質のおそれがあると認めた場合には、1. に定めるご利用時間内であっても、その都度、収容品を処分させていただきます。
8. 7. の定めにより処分させていただいた場合、当店に責がない限り、一切の賠償は行いません。
9. ロッカーを破損した場合、または、他のロッカー庫内の収容品に損害を与えた場合など、ご利用者が当店または第三者に与えた損害は、ご利用者自身に賠償していただきます。
10. 下記 1～4 に該当する場合、当店は収容品に関して一切の責任を負いかねますのでご了承くださいませ。
- 1) ロッカーの鍵の紛失や、盗難により、ご利用者が損害を受けた場合
 - 2) 天災地変や、不可抗力など、当店の責に帰さない事由により、収容品が損害を受けた場合
 - 3) 司法権などの発動により、関係官公署から収容品の押収や、証拠品として提出を求められた場合
 - 4) ご利用者の誤施錠など、ご利用者ご本人のロッカー誤使用により、収容品が損害を受けた場合
- ※価格は消費税を含む総額にて表示しております。

お問い合わせ先

[電話番号] 045-320-8000(代表)(10:00～18:00)